

被ばく労働に関する関係省庁交渉議事録

日時 2012年10月11日

場所 衆議院第1議員会館第6会議室

主催団体

原子力資料情報室

ヒバク反対キャンペーン

原水爆禁止日本国民会議

アジア太平洋資料センター (PARC)

福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト

全国労働安全衛生センター連絡会議

参加省庁・担当者

文部科学省

原子力損害賠償対策室 菊池

経済産業省

事故収束対応室 杉山

環境省

水・大気環境局放射性物質汚染対処特措法施行チーム 中村

原子力規制庁監視情報課 相良

原子力規制庁情報課 古川

原子力規制庁情報課 金子

厚生労働省

労働基準局労働衛生課 五十嵐

労働基準局監督課 宮本

年金局事業管理課 高橋

労働基準局労働条件政策課 ニイヒラ

労働基準局安全衛生部安全課 直野

労働基準局労働衛生課 諸富

ほか3名

注：役所側担当者の名前が確認できなかったものについては発言者名に省庁の名称を記載している。

飯田：関係省庁との交渉ということで、まず文科省に来ていただきました。項目の2の②にご回答いただき1時45分まで意見交換をやっていきたいと思います。

2 被ばく線量を超過した場合の生活保障について

②原子力損害賠償紛争審査会で福島第一原発に限らず、原発内被ばく労働に従事して、法規制上の被ばく線量を超過した労働者への補償について議論すること。

菊池：文部科学省原子力損害賠償対策室の菊池と申します。2の②についてご回答させていただきます。第一に冒頭でございます原子力損害賠償紛争審査会で福島第一原発に限らずとありますが、原子力損害賠償紛争審査会は原賠法に基づきまして文部科学省に設置されております。その役割は福島原発事故に関する損害賠償について役割を負っておりまして、和解の仲介や指針の策定、そういった役割を果たしてきております。その点ご理解頂ければと思います。また、当該福島第一原発事故によって生じた損害については事故との相当因果関係が認められるものは全て原賠法に基づいて適切な賠償がおこなわれることになっております。また紛争審査会で策定した指針におきましても避難指示区域に勤め先がある場合の就労不能損害や原発作業員の放射線障害が指針の中に議論され明記されております。

飯田：前は7月にやったんですけども、引き継ぎはちゃんとできておりますよね？

菊池：はい。共有させて頂いております。

飯田：じゃあ、みなさんの方からご質問・ご意見を出して頂きたいと思います。

川本：この要請書の前文のところ、いま飯田さんからも確認あったんですけども、いまのお話ですと法規制上の被ばく線量を超過した労働者の補償については指針に明記されていると聞こえたんですけど、そういうのは無いと思うんですけど。ここで言っているのは避難している人ではなくて、原発で働いている人が線量を超過してしまった。安全衛生法などによって規制されたものによって。危ないから避難したとかそういうのではなくて。そういう人たちの為の何らかの補償の目安とか慰謝料とか何も書いていないと思うんですけど。

菊池：確かに回答の中では原発作業員の放射線障害について明記されていると申し上げましたが、おっしゃるとおり法規制上の被ばく線量を超過したというような具体的な文言は記載されていないと思います。個別具体の案件は、相当因果関係があるものというのは全て賠償されることになっておりますので、そういったことを賠償のやり取りの中でおっしゃって頂ければ賠償の対象になってくるかと思えます。

川本：それが指針の中に入ってないんですね？いま言ったようなものについては。晩発性とかそういう事は何も言ってないんですよ。100ミリシーベルト、250なら250を超えた人について。50とか超えてる人いっぱいいますよね。その人たちから請求がなければ議論をしないというのは如何なものかと。

関西電力とか東京電力に聞いてもそれは指針を踏まえて適切に対応するというだけで全然任せっきりだから、もっと言えば協力会社に任せっきりだから、それではうまくないから審査会の中で具体的に議論をしてくれという要請なんです。だから要求あったらやりますというのではおかしいんです。審査会の意味がないんです。

菊池：紛争審査会での指針の検討というものは法律や医療や原子力の有識者、学識経験者が地元自治体や関係団体の方々からのヒアリングを踏まえて公正中立な立場から審議をおこなってきているところです。指針については切迫した生活状況にある被害者等を適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能なものは一律賠償すべき損害の範囲として指針として示しております。

川本：だから類型化可能じゃないんですか。1人とか2人じゃないでしょう？50ミリシーベルト超える人は。

菊池：そういう個別の案件というのは東京電力にも審議に対応してくださいと要求しています。個別具体の案件は賠償のやり取りの中でやって頂ければと思います。

川本：個別具体的なのは東京電力の回答文書なのこれは。鍵カッコで書いてあるのは。原子力損害賠償紛争審査会の指針等を踏まえて対応って。だから指針に書いてないからちゃんと議論しないと東京電力は自分のところでまともに対応しないと云ってるようなものでしょう。

菊池：法規制上の線量を超えたということについては確かに指針には書かれておりませんが、事故と相当因果関係のあるものは賠償となりうるということは明記されておりますので賠償のやり取りの中でおこなって頂ければと思います。

中村：全国日雇い労働組協議会の中村と申します。原発労働者の大半は2次下請け3次下請けの労働者だと思っています。先日、鉛で放射線量を隠そうとしたり、様々な問題が取り上げられておりますけどもほとんどの労働者は被ばく線量を超えた場合、雇用が奪われてしまう。働くことができなくなってしまいます。ですから被ばく線量をできるだけ少なくせざるを得ない。同時に、超える前に解雇をされる。そういう状況が全般的に進んでいるんだと思います。公平中立な人が話し合っているということなんだけれども、今の原発労働の労働実態は文科省の方も東電の方もしっかりと把握してないですね。実際に働いている人がどういう雇用関係にあってどういう風になっているのか。その辺をきちんとしてどこの範囲を補償しようって言っているのか皆目イメージが湧かないんですよ。例えば1年間勤めて50ミリシーベルト超えたとか。5年間で100ミリシーベルト超えてしまったと。その人たちはほとんど解雇。まったく保障なく解雇されてるわけです。こういう事も補償されるんですか？

飯田：質問の趣旨はそこなんですから、それを中間指針なりに盛り込んでほしいということを要請しているわけであって、そこを答えてください。

菊池：指針に明記されていない事柄についても相当因果関係があるものについては賠償の対象となり得

ると指針の中に明記されております。

飯田：これは入るんですか。具体的に聞きますけれども。相当因果関係があるとみなされるんですかという事ですよ。線量を超えて働けなくなった労働者の生活・雇用保障とかはそういう事態が起きていますから、それについては賠償の対象であり因果関係もあるんだとお認めですか？

菊池：なり得ると思います。

飯田：それはなり得るんですね。

参加者：誰が決めたの？

菊池：指針に書かれております。

参加者：指針に書かれていないとおっしゃったでしょう？

菊池：それは個別具体の案件については書かれておりませんが、書かれていない案件についても相当因果関係があれば、

参加者：あのね、働けなくなった人に対する、働けなくなった人っていうのは線量が超過する前に実際にはほとんど首を切られて放っばられちゃうわけよ。だけれどもそれは収束作業を必死でやってる人たちなわけですよ。その人たちが限度を超える、そして働けなくなったら生活保障をします。損害の対象にすると。これは個別具体的じゃなくて一般的にある話だから。それについてこういうのは指針の中に明記をしてくださいと。ないしは明記するように協議・議論をしてくださいというのが要請なんです。個別具体的になって、個別具体的に持ってってやればそれは対応するのが当たり前でしょう。そうじゃなくて指針なりできちんと明記をして、そういう生活保障ができますよと。生活保障を請求してくださいと。これは非常に一般的な、現に大量に起こっている話だから。

菊池：冒頭に私が回答させて頂いた回答の中で、指針の中の第3の8で就労不能に伴う損害というものがございまして。その中に対象区域内に住居または勤務先がある勤労者は避難指示等により、あるいは前記7の営業損害を被った事業者には雇用されていた勤労者は当該事業者の損害にその就労が不能となった場合には係る勤労者について給与等の減収分および必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められるという事が書かれております。

飯田：ちょっとそれとは違うんじゃない？

川本：それを準用するという事で解釈されているという事でよろしいですか？線量超過の労働者については。

菊池：冒頭に答えさせて頂いたこの指針と原発作業員の事について答えさせて頂きましたが、個別具体の案件については、やはりここに書かれていない案件につきましても賠償の対象となり得るということは、

川本：その2つの事を踏まえて、ここで具体的に言っている超過した労働者についてはいま言われたところに当てはめて考えてよろしいというのが文科省としての解釈っていう事でよろしいんですか？線量超過した人についての保障・賠償についてはいま読まれた3の8の就労不能という範囲に含まれると文科省は解釈されているという事ですか？

菊池：法規制上の線量以上になった方というのは繰り返しになって恐縮ですけども、指針に書かれていない案件についても相当因果関係のあるものについては賠償の対象となり得るという事が明記されておりますので、その中で東京電力等の賠償等のやり取りの中でおこなって頂ければと思っています。

飯田：明記すべきだという風にこちらは申し上げているんですよ。個別具体的ではなくて、これは現に起きていることですから明記すべきであると。その事に対してどうするかという事を答えてください。

菊池：立場上ここで、それをもって回答するという事はできませんが、頂いた意見は必ず役所内で共有させて頂きたいと思います。

参加者：2万人の労働者のうちの50ミリシーベルト以上が健康手帳（注一特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳）を持たせるようにしているんです厚労省が。その人数がたしか2000何十人っていう風に聞いているんです。ちょっと記憶が定かではないですが、少なくともそれぐらいの人が出ているんですよ。個別具体的になって言われるけど、これだけ出てる以上は審査会としてきっちりやるべきじゃないですか？

菊池：頂いた意見は上に報告させて頂きたいと思います。

飯田：もう時間になってしまいました。改めて次回、回答を求めるといふことにしていきたいと思いますが、趣旨についてはご理解いただけましたよね？

菊池：はい。

飯田：単なる個別判断じゃなくて、要請としてはちゃんと明記すべきであるという事ですから。よろしいですか？

菊池：はい。

飯田：どうもありがとうございました。

2 被ばく線量を超過した場合の生活保障について

①東京電力および元請け業者が、被ばく線量を正確に把握するとともに、法規制を超えた労働者の生活保障をするように指導すること。

6 J ヴィレッジにおける医療・健康相談について

①東京電力からJ ヴィレッジにおける医療・健康相談の件数、内容、下請け労働者と東電社員の比率などのデータを報告させて公表すること。

②東京電力が下請け労働者向けにJ ヴィレッジで配布している「ストレスのチェックシート」と「専門家によるカウンセリングに関する案内」の配布状況及び活用実績を確認すること。

③国として、下請け労働者も含めて、東電社員に対して防衛医大などが行なったものと同種の調査を行い、その結果におうじて下請け労働者のメンタルヘルスサポートを実施すること。

飯田：まだ経産の方がいらっしゃってないので厚労からご回答頂きたいと思います。項目の2の①と6になっています。6については経産からご回答を頂いた上で質疑応答の中で厚労省の方に補足やコメントを頂くという形になっています。まず2の①の前段は厚労省にご回答いただきますので、よろしくお願い致します。

厚生労働省：2の①について回答させていただきます。東電福島第一原発の作業員の方々は放射線量の高い厳しい環境で作業をしているため、被ばく線量管理に万全を尽くすことが重要であると考えています。このため厚生労働省では被ばく線量の低減、被ばく線量の迅速な測定・評価などについて関係事業者に対して指導しています。

杉山：経済産業省事故収束対応室の杉山と申します。2の①からご回答申し上げます。東京電力と話をしまして、東京電力と致しましては被ばくされる労働者の方についての生活の配慮といったものをできるだけといった考えは持っているようではございますけれども、その中で彼らとしてできることをということで現在取り組んでいる、あるいは考えている対応ということで確認してまいりましたものが一点目と致しまして、なるべく高線量の作業は可能な限り自社社員で対応するという事で協力企業の作業員の方については線量限度を超えないように可能な限り低線量の作業に従事させると。そういう実際の作業の中で考慮していくというのが1つございます。それから生活保障という直接のものではございませんけれども、下請けの企業を含む作業員の皆様方の長期健康管理という点について重視しておりまして、厚生労働省の指針に基づく長期健康管理の制度、検診等ございますけれどもこうした検査についてはより手厚く自社が費用負担することによって実施していただく。具体的にはがん検査の対象といったものを実効線量が指針ですと100ミリシーベルト超という方が対象なんですけれども、東京電力は50ミリシーベルト超の作業員まで拡大しまして、そういう作業員の方が検査をおこないましたら費用を請求頂ければ東電が負担すると。検査で要精査という事で2次検査の費用負担が発生するような場合についてはそちらも負担す

ると。そういうような事をご報告させて頂きたいと思います。続けて6にまいらせて頂きます。6の①のところではJビレッジにおける医療・健康相談の件数・内容、下請け労働者と東京電力社員の比率についてご報告させて頂きます。今回ご要望を頂いて調査した結果でございますが、時間の制約もございまして過去5ヶ月に遡った調査ということでご報告させて頂きたいと思います。医療を受けた患者の方の全員の数が1月あたり140から190人ぐらいの幅で受診されているという状況でした。実際に治療・医療行為を受けた患者の数とご理解頂けたらと思います。内容ですが、風邪が一番多く3割から4割です。そのほか身体の痛み・腹痛・胃痛・頭痛などが10パーセント超ぐらい。皮膚のかぶれといったものが10パーセントを切るぐらいの比率です。下請け社員と東電社員の比率ですが、先ほど申し上げた140から190人のうちのおよそ7割ぐらいが下請け作業員の方で、残りの3割が東京電力の社員という結果になっています。続いて②ですが、ストレスチェックとかカウンセリングに関する案内については東京電力としてなるべく下請けの作業員の方に行き渡るように直接お渡しするのは限界がありますので、災害復旧安全推進連絡会という名称の連絡会を協力企業との間で毎週1回開催しておりまして、様々なテーマで情報連絡等をおこなっているんですが、そちらの連絡会に出て頂いております協力企業の方にストレスチェックシート、カウンセリングの案内というものを紹介しまして協力企業を介して作業員の方に行き渡るような取り組みをしているという報告を受けています。そうした中で実際に下請けの作業員の方が防衛医科大の専門家の医師などのカウンセリングを受けた実績はあるか、ストレスチェックの表をつけた結果としてそういうカウンセリングを受けた実績については今のところ無いという報告でした。③ですが、東京電力において同様に下請けの作業員の方に対するメンタルサポートといったものを実施できないかという理解で回答させて頂きます。こちらについては東京電力として先ほど申し上げたような実績がないというような状況を考慮いたしまして、その改善を図っていこうというような取り組みを始めていまして、具体的に彼らが問題点として考えているのが、カウンセリングを受けるに当たりまして多数の人が集まるとさばききれないと当初は配慮したようございまして、各協力企業の産業医の方に対応頂いた後、その産業医の方を介してカウンセリングの依頼という事になっていきましたが、そのところがなかなか依頼を受けられない原因になっているのではないかという判断から、個人単位で相談ができるような窓口の開設ができないか、別途、医師の数を確保するなりしてそういう対応ができないかと検討しているという報告を受けています。さらに呼びかけを引き続きおこないまして周知徹底といったものを図っていききたいという回答を得ています。

飯田：2の①、6にそれぞれ回答頂きましたが、みなさんの方からご質問や意見を出して頂きたいと思います。

参加者：聞き逃したかもしれませんが①の方は健康管理の話だったんですけど、生活保障についてはどういふ。

杉山：直接、生活保障ということで例えば放射線管理業務といいますかそうした事ができなくなった後に業務を斡旋するということについてはなかなか一企業として出来る範囲も限られているという事情も申しておりましたが、その点についてはご相談があれば個別に対応していききたいという事も申していましたが、現時点において生活保障についてこのように対応すると体制を整えることはできていないようです。

参加者：ということは一企業、東京電力としては限られているという事がいま明らかになったということはそれに対して経産省・厚労省はこれからどういう対策を取ろうとお考えなんですか。

杉山：正直に申し上げまして労働者の雇用をどう確保していくかっていう点についてこの場でご報告できるような検討はできていません。その点につきましては持ち帰らせて頂きまして検討させて頂きたいと思います。

厚労：厚生労働省では法定職業訓練やハローワークでの職業紹介といったようなものを制度として持っておりますのでそういったものを通じて実施・取り組みはやっていけるのかなど。

参加者：その場合、線量限度を超えたという事で一般の労働者と違うわけですから何か特別な措置が必要だと思います。

飯田：今おっしゃった事は要するにハローワークに行けば求人紹介しますよという話でしょう？それは別に回答にはなっていないですよ。そのレベルの範囲だと思いますよ。

平野：亀戸ひまわり診療所の平野と申します。先ほどのJビレッジの医療相談・健康相談の患者さんの病気の割合ですけど、風邪ですとか、身体のあちこちが痛いですとか、腹痛、皮膚の病気。それぞれ放射線被ばくとの因果関係として、特に皮膚炎は1割で多いと思うんですけど、放射線による皮膚障害もありますし、腹痛・下痢なんかも放射線によって出る場合がありますし、身体のあちこちが痛いというのは頸腕・腰痛、非常に過酷な肉体労働もありますので骨格系の障害もありますし、風邪も過労からひきやすい。それぞれ業務との因果関係が多かれ少なかれ考えられる疾患だと思うんですけど、そこら辺は産業医の先生なんかを中心に分析なりは検討されているんでしょうか？

杉山：そこまでの内容は確認できていませんので申し訳ありません。把握していません。

平野：産業医の先生がおられるわけなので、予防・日頃の職場の環境改善含めてつながっていきますので早急に検討して頂きたいと思います。特に皮膚炎が1割近くってというのは多いように思いますね。放射能との問題がありそうな気がします。早急に検討をお願いしたいと思います。

飯田：ついでにJビレッジでの診療については原則無料で今でもやっていらっしゃるんですよね？

杉山：そのはずです。

飯田：薬剤についても？

杉山：改めて確認させてください。

飯田：厚労さんはその辺は承知されていますか？

厚労：把握してないです。

飯田：まあ基本的に無料だと思います。他にいかがですか？

中村：ハローワークに行きなさいって話なんですがこの前、暴力団が原発労働に入ったという記事がありましたけども、あれはハローワークを通じて入ったわけじゃないですよ。あの実態っていうのは東電も把握してなかったし、元請けの業者さんも把握できてなかった。末端の原発労働者の実態についてほとんどどこも把握されていないんじゃないでしょうか。私たちが聞いた限りでは3次下請けの労働者の大半が手取りで14、5万の給料で働いている。雇用保険・社会保険も付いていない所が非常に多いんです。少なくとも労働者の一番の心配は雇用を維持することですから、鉛で被ばく線量を隠してみたりとかの行為が出るわけです。50ミリシーベルトなり、100ミリシーベルト超えた場合、あるいは超える前に他の業務に移せる比較的大きな業者は良いんですけども、零細事業所についてはほとんど解雇にしているんです。その辺をきちんと考えてもらわないと、使い捨てのようにやるとしか聞こえないんです。今後、廃炉で30年、40年かかると言ってるわけですから、明確に原発労働者に対する保障を国として施策を検討してほしいと思います。

杉山：我々としても検討は進めていきたいと思いますが、私の担当している範囲について言えば、電力会社の指導・監督という立場になりますので、電力会社として本当に生活保障するという観点からできる事はないのかと。今回も少し突っ込んで聞いてみましたけれども、こういう放射線業務に従事する方についてのっていう事ではないんですが、線量を伴わない業務の方に斡旋すると。他の業務に斡旋するとか、そういうような取り組みをした例もあると聞いていますので、今後一層の努力ができないかという点について事業者の指導をしっかりとっていくということを心がけていきたいと思います。

飯田：いま問題なのは、東電の社の中であれば他の部署で業務はあるでしょう。しかし、もっと下請け・孫請けで働いている人たちにとってみれば、零細事業者ですからオーバーしちゃうと使い捨てみたいな現実があって解雇もされているという事なんですよ。そこをどう手当をしていくのかっていうのが国に問われているんじゃないのかという事です。結果的に使い捨てを許してしまっているということになってしまうので、その点に対する政策は具体的に考えておられないんですか？

杉山：繰り返しになってしまいますけれども、先ほど申し上げたのは電力会社の社員だけでなく下請けの企業の方も含めてのそういう斡旋といった実績があるという話でございましたので、そうしたところの展開がもう少しできないかと私の立場の範囲になってしまいますけれども、出来る範囲でということと取り組んでいきたいと思っています。

岩下：法規制を超えた労働者の生活保障だとか、労働者への補償とかっていう事に関連して質問します。いま福島第一原発に関して非常に重要なポイントは2つあって、いま非常に危険な状態にある現場をちゃんと管理状態におくと。いわば廃炉にちゃんとしていくことが重要ですよ。もう1つはより重

要かもしれませんが、労働者の健康をちゃんと守るっていう事ですよ。それを重要な上位概念として今の実態をみると、要するに原発労働者は安いから、あるいは危険だからという事で年間数ヶ月しか働いてないんですよ。一方、平均して4ミリシーベルトとか5ミリシーベルトっていう被ばくをしている。彼らは国が定めた20とか50とか100とかっていうのはとんでもない事だと思っていて、自分の身を守るためには3とか4とか5になったらもう辞めないと危ないと思って彼らは去っていくわけですよ。いま除染労働者より給料が安いと言われる待遇の問題もありますからそれも大きな原因でしょう。さっきの上位概念二点から言うと、ちゃんと原発事故の収束をやってもらう労働者を健康な形で大量に維持しなきゃいけないんでしょう？そうしないと社会的な安全だとか、労働者の健康だとかを守れないっていう事が重要なわけじゃないですか。4ヶ月、5ヶ月で4、5ミリシーベルトに達して危ないと思って辞める労働者に対して何をするかというと、その後半年間は例えば失業保険的なやり方だとか、被ばくをしているんですから労災だとかっていう概念でもってちゃんと年間の保障ができないかっていうのが1つある。もう1つは徹底的に被ばく線量を減らすって事です。従来、あらゆる原発で年間の被ばく量は1ミリシーベルトでした。年間でそれを超えないような環境をちゃんと整えて電力会社に対してもちゃんと指導して多数の人々が従来の相場レベルだった1ミリシーベルトで働き続けられると。これを実現しないと廃炉も健康も守りきれないんじゃないかと言っているんです。ここで法規制を超えたっていう言い方をしていますけども、さっき言ったとおり失業保険であるとか労災保険であるとかそういう概念があるじゃないですか。あるいは指導を徹底して1ミリシーベルトをメインで管理を電力会社にやらせるならば多数の労働者が必要になるわけですけども、そういう人たちもそういうレベルであつたらまあ良いかと言って働けるようになるわけです。たくさん労働者が少ない被ばく状況で働ける状態を作る必要がある。そういう点でもう一度お考えを聞かせください。

飯田：じゃあ被ばく線量の事について先に厚労さんの方からご回答頂きましょう。

厚労：我々としては先ほどの回答で申したように、高い厳しい環境にある状態なので、被ばく線量管理についてきちんとやって頂くという事を引き続き指導していくことを実施していこうと考えております。それから労災の制度を使えないかという、

参加者：例えば労災とか失業保険とか、

厚労：労災に関しては知識を持ち合わせているので回答できるんですけども、あくまで労災制度というのは業務上の事由によって負傷・疾病に罹って仕事に就けなくなった方についての治療費や休業補償費を支払うという補償制度でございますので、被ばくしたことによって働けない状態になっていると、働けないような疾病に罹っているという場合には保険が適用できるんですが、被ばくしたという事だけをもって労災保険制度を使うというのは現状の仕組みからちょっと難しいのではないかと。

参加者：だから超法規的な措置ですよ。実際にそういう事例はあるじゃないかと。実際に働けなくなるまで働かされて健康を非常に害して労災もらっても人生楽しくないですよ。危ないと思って辞めるときにそれは被ばくのせいだと。だったら病気に準ずるんじゃないかと言っているんです。

飯田：じゃあ経産。

杉山：ご指摘のあった点については、我々は廃炉作業の進捗管理をするという立場で仕事をしておりますので、そういう立場から申し上げるとご指摘のありました労働環境の改善という点は非常に重視している点です。その点について、廃炉の作業を進めるといふのは別にもう1つ敷地内の除染を鋭意取り組んで線量が少ない中で作業をする、あるいは高い所に行かざるを得ない場合でも事前にその場所の除染をするなり遮蔽をするなりをおこなって作業員の方の線量をなるべく低くするような対策を取っているのは承知しています。具体的に前者の除染についてのアプローチを何点かご紹介しますと、作業をせざるを得ない所は仕様がなところなんです、そういった所以外の通常過ごすような場所についても敷地内ではある程度の線量を浴びるような厳しい環境が続いていますので長期に滞在せざるを得ないような、例えば車両に乗り込むための待合の場所とか休憩場所とか作業員の方が無駄に被ばくしてしまうような場所について優先的に除染に取り組んでおまして、少なくとも休憩の間、線量を気にせずに休めたり待機できたりする環境を整えるような取り組みをしています。

川本：6の②と③の話で特に③の話が通じていないようなんですが、要請の「東電社員に対して防衛医大などが行なったものと同種の調査を行い」というところが主たる要請の趣旨なんです。ご回答が要はカウンセリングを下請けの人も受けられるようにするための工夫を色々と考えているというお答えだったんですが、そもそもどういふ風な事がストレスになっているかについても把握しないで一般的に現在は産業医を通じて、あるいは業者を通じてカウンセリングに来てくださいって言ったってそんなのは普通は労働者は行かないわけですよ。だからおたくらが仕様もない労働安全衛生法改正してカウンセリングじゃなくてスクリーニングを全部やるとか言い出してるわけでしょう？労働者は自分からなかなかかからないわけですよ。厚労省が安全衛生法でそういう事をやりかけてるわけですよ。それは無理なんです実際。労働者は嫌なんです。だからまず調査が必要だという趣旨です。防衛医大がやったのはあくまでも震災・津波の、あるいは事故に伴うストレスのチェックなんです。ここで問題になっている被ばく労働とか、ものすごい作業が暑いとかしんどいとか不安だとか、健康不安があるとかそういうことは全く調査を東電社員についてもしていないんですよ。あくまでも大きな災害についてのストレスについてのアンケートをなぜか1年も経ってから。東電社員バッシングするのはおこがましいんじゃないかみたいな事を急に防衛医大が言い出しているわけですよ。まずは東電社員も含めて、この作業で被ばくを強いられる作業がどれだけ労働者にとってメンタル面について負担なのかということちゃんと調査してほしいという要請なんです。それもしないで一般的になんでも相談に乗りますよって言っても来ませんよという事なので、要請の趣旨が十分に伝わってなかったようなので、今日は回答できないかもしれませんが再度検討をお願いしたいという事です。

中村：原発労働者の生活保障をめぐって環境省が除染労働に対して警戒区域内においては特殊勤務手当1日につき1万円支給するっていう形で始めてます。この趣旨っていうのは被ばくするという事で、科学的・疫学的に明らかにならないとしても不利益を被る可能性が高いから特殊勤務手当を出すっていう事なんです。それによっていま原発労働者よりも除染労働者の方が賃金はずっと高いんです。それが支給されればね。原発労働者っていうのはもっと除染労働者よりよほど被ばくするわけですよ。被ばく線量は高くなるわけですよ。原発労働者のための賃金の問題や労働条件や生活保障を独自に考

えていかない限り 30 年、40 年と、今のような使い捨てで暴力団が入っちゃったり 10 代の方が入っちゃったりわけのわからない状態で本当に収束作業が続けられていけるのかと言ってるわけです。原発労働者の生活保障問題について国として明確な指針を持って頂きたいという事です。

建部：厚労省の方の、管理をきちんとやるよう指導をしているというのは具体的に被ばく低減という結果として結びつくような事はどういうことなんですか？中身として。

厚労省：1 日について 1 ミリシーベルトを超える恐れのある作業については事前に監督署にどういう作業なのかというのを出して頂くのを去年の 5 月くらいからやっているのですが、特に線量の高い作業については事前に出して頂くという制度を設けてその中で審査・指導という形を取っています。

飯田：東電の方は 50 ミリシーベルト以上の方についてはがん検診も東電が精密検査の費用を持つという事ですね？

杉山：はい、そうです。

飯田：いったんここで終わりにしたいと思います。

担当者入れ替え

8 除染作業

- ①発注者および元請け業者が、誰がどこで何の作業をしたのかを含めた全ての作業内容及び労務管理記録を保存するように指導すること。
- ②建設業法の元請け責任をさらに強めた元請け業者の指導責任を明記した通達を出すこと。

飯田：項目の 8 について環境省と厚労とのやり取りに移りたいと思います。

中村（環）：項目 8 の①ですが、環境省としては国が直轄で除染する所については発注者という立場になるわけですがけれども、除染電離則を含む労働諸法規が適切に遵守されるように所轄の労働基準局の指導も仰ぎながら発注者として事業者を指導していくとともに、市町村を中心に除染を実施するところについても必要な助言等をおこなっていきまして、そうした対応で考えています。②につきましては、いま環境省で除染事業を実際に発注している部分については除染工事の仕様書の中で除染電離則だけでなく、指針的扱いであるガイドラインについても遵守するようという事で明記しています。ガイドラインの中では安全衛生管理が適切におこなわれるように元請け事業者が被ばく管理も含めて一元的に管理するようにと記載されていまして、こうした事でその点については既に担保されているのではないかと考えています。

五十嵐：厚生労働省労働衛生課の五十嵐です。②のところですが、環境省さんのお答えと重なる点もございませけれども、除染のガイドラインは労働基準局長の通達になっておりますけれども、こちらの方で既に元方事業者に対しては法令上の元方責任の遵守—これは労働安全衛生法で求めているものはもとより法令以上の措置としてガイドラインでは関係請負人の被ばく一元管理を元請の方でおこなって管理するようにと内容も盛り込んでいますので、こういった点は通達を遵守するよう所轄の労働局や労働基準監督署を通じて事業者を指導していきたいと考えています。

飯田：皆さんの方から質問やご意見を出してください。

川本：被ばくについてはおっしゃるとおりガイドラインとか環境省さんの言われていた元方責任でやるっていうのは良いんですが、ここで書かせてもらっているのは記録ですよ。要するに数次の請負になるとどこの業者がどういう人を雇ってどうやってんのかわからないっていう話が色々な建設現場において。もう1つは賃金。下の方で言われているのと元請のゼネコンの言ってる賃金はえらい違うんですよ。そういった事をトラブルにならないように建設業法とかでは、払ってる、払ってないっていう責任は全部元請さんの責任という事で未払い等があればきちんと元請が責任を持って二重払いになろうがやってるんです。例えば賃金だと。記録と賃金のトラブルについて元請なり発注者がきちんと管理をしたり記録を取ったり、トラブルを未然に防ぐのは良いんですけど、何か起きた時には責任もってやるよというところがあまりにもおざなりなんじゃないかという事が趣旨なんです。被ばくに限らず。今の点、どう考えておられるかをお答え頂きたいんですが。

中村（環）：ご質問の点についてですけれども、被ばくの点については先ほど申し上げたとおりですが、それ以外の労働道安全の関係の作業記録ですとか賃金の点ですけれども、作業とかの観点での労働安全等については環境省としても通常、公共工事等でおこなわれている分については必要な発注者としての検討を実施していると思っております。賃金についても特殊勤務手当を含めてこうすべきであるという点については示しています。いわゆる除染事業実績が他の工事と比べてより安全性ないしは労働関係法規の違反が放置されがちという事にはならないのかなとは思っています。

飯田：除染の実態も含めて。

川本：じゃあ危険手当は仕様書で示されたところは末端であろうが2次だろうが4次だろうが元請の労働者であろうが同じ金額を払わなければ元請が責任を持って払うという事ですか。

環境省：基本的に我々としてはそういう意味で賃金については一定額を、例えば危険手当についてお示しして、それについて元請が払うのかとかそうした事についてはすぐにお答えできませんが、払われるようにと認識しています。

川本：それが一番問題になる事だから聞いているんです。すでに色々な政党・団体含めて言っているでしょう？危険手当と言いながら1万円なら1万円を払っているところもあれば、トータルで1万円を切るような賃金の人もいるわけですよ。おかしいでしょう？そういう事が通常建設下請けでもあるわけ

ですよ。トラブルが生じた時に元請がまあまああつていう事で仕切ってやるのが実際の建設業法で言ってるような元請の責任なんですよ。そこまできっちり1万円なら1万円を絶対みんな払うんだよ。どの請負段階であってもね。あいだでハネンのは勝手だけでも決められた手当については絶対払えよというところまで指導して、それを誰が払うって元請がお金もらってるわけだからね。元請が払わせる、あるいは二重になっても払うというところまで踏み込んでちゃんと通達を出さないとここで認識がどうこう言うても始まらないですよ。現実問題違うんだから、賃金が。そこまで踏み込んできちんと危険手当1万円なら1万円はどの末端業者だろうが1次だろうが2次だろうが払うんだと。貰うもんなんだと。きっちり国として通達を出すべきですよ。

那須：特別除染地域での共通仕様書の中に特殊勤務手当が書かれていますよね。台帳も出せという事になっていて。確認をしたいんですけども、基本的に環境省としてはこの特殊勤務手当というのは元請に対して出すお金の目安とかっていうのではなくて、実際に働いた人が直接もらえる危険手当としての額であると環境省は考えているという事でいいですか。

中村（環）：はい。実際に作業した方の作業員の手当として考えています。

那須：それを共通仕様書の中で元請に対して規定しているという事ですよ。

中村（環）：はい。

那須：もう1つ。先ほど、こうすべきであるというのを賃金に関しても示していると言われました。それは想像するに積算根拠になる積算労務単価が一般の除染作業員だと1万1700円でしたっけ？そういう風に数字を出されていますよね。それがいま言われたこうすべきであるという賃金なんですか？それはただ単に入札の際に人件費として積む時の目安として出したというものなんですか？それとも実際にこの額が払われるべきであると環境省が考えているものですか？いまあなたはこうすべきであると話をされましたけども。

中村（環）：積算基準に金額が示されているところですけど、
（10数秒間資料検索を）

那須：何を探されているのかわからないですけど、とにかく積算のための基準単価を環境省は出しているじゃないですか。それをどういうものとして取り扱っているかという事を聞きたいんですけど。

中村（環）：基本的に積算が基準になるという事はそうした金額で労務単価として想定していると、されるという趣旨で示しているものと。

那須：分かりました。

参加者：その場合、環境省は発注者ですよ？

中村（環）：はい。

参加者：除染の。発注者が大手ゼネコンに発注しますよね。その時に除染作業員のトータルの人数と、例えば双葉地区なら双葉地区の大きさからみて人数はこのくらい、期間はこのくらい。発注者としてさっき言った積算根拠に基づいてこういう支払いをするという風にゼネコンに投げる場合に発注者は契約をするわけですよね。それは人数とか期間とか単価とかいうのはそれに基づいてゼネコンに払われるんですかね？そういう風に理解していいわけですよね？

中村（環）：はい。細かい施工に係る手続きについてまでは直接の担当ではないので把握していないんですが、ご指摘のとおり全体の人数がどのくらいというのは名簿なりで提示して頂いて。

参加者：その場合に危険手当を一番最後に作業している人たちが危険手当を受領したとか、正式の作業単価に基づいて支払いがされているかというのは領収書とかだとかできちっとゼネコンが集めて環境省から支払いを受けるときに提出をします。こういう風になるんですか？

中村（環）：最終的には適切に払われたかどうかは発注者として確認はなされると思っておりますが、どのレベルのものをゼネコンの方から提示して頂いて、こういった確認をするのかっていう細かい施工管理と確認の観点についてはちょっとすいません、今回は放射線管理の担当として来ていまして直接細かいところまでは申し上げられません。

那須：そうしたら業者の方から出されてきた積算根拠の中身というのは環境省として確認した上でその中身が妥当であるかというのを見た上であくまでも業者を決定しているわけですよね？

中村（環）：はい。

那須：その時に特殊勤務手当と積算単価相当の額の人件費がそこに積算されているということは環境省として確認することですよね？

中村（環）：積算が中に入っているかは確認事項だと思っています。

那須：わかりました。要するにじゃあ、ざくっと大枠の金額で入札されたから中身についてはわかりませんなんていう回答は有り得ないですね？

中村（環）：そう思います。

那須：それと、特殊勤務手当っていうのは一般の賃金の手当ですから、もし職安求人を出す場合には手当の欄のところに当然入るべき項目ですよね？発注者としてはどう考えますか？

中村（環）：ちょっとその・・・。

那須：難しいですか。わかりました。最後に1つだけ。先ほどの話に戻ると、じゃあ一人ひとりの除染作業で働いた労働者がもらえる賃金というのは環境省としては原則的に積算労務単価で明記されている1万1700円プラス特殊勤務手当1万円が4時間以上働いた場合には最終的には具体的に作業した除染労働者に払われるべきと考えているというのでよろしいですか？

中村（環）：はい、そう認識しております。

中村：除染の入札で確か竹中さんとか億単位の入札金額を示しているのに、前田建設工業とJVですね。あれは、2千数百万円で入札をして取っているんですね。確実にこの場合は特殊勤務手当なんか支払うこと環境省から貰えないわけですよ、前田建設工業さんは事実上。そういう場合はどうするんですか？

中村（環）：おそらくご指摘の入札は檜葉町の件でしょうか？いわゆる本格除染という形で積算基準が示された上で工事発注される前に1月に先行除染という形で檜葉町で除染がおこなわれたという経緯がありまして、そちらについての事だと思んですが、当時については除染行為あるいはモデル実証事業とかそういった知見が全くない中で除染がおこなわれた面もありましてその辺は多少、現在とは状況が違っているのかなと思います。

那須：ちょっと待って、違ってないでしょう？違ってないから先行除線の分も共通仕様書の中身でやることになったから、ちゃんと特殊勤務手当が出ることになっているわけですよね？

中村（環）：申し訳ありません、復興除染との関係については明言できない状態です。

那須：共通仕様書は先行除線も本格除線も入っているでしょう？先行除染の契約書を見たんですよ。その中にちゃんと共通仕様書の中身に従って書いてありますよ。

中村（環）：先行除染といった場合にご指摘のとおり実際には先行除染といったものはどういうものか。っていうと除染実施計画が策定される前においても必要性・緊急性なりの観点から除染をおこなう必要があるところについての除染という事でございまして、共通仕様書の形で、あるいは積算基準を示した後にはまだ計画ができていない市町村において先行除線がおこなわれる事例もございまして。そうした場合にはそうした契約書の書きぶりになっている事もあるかと思いますが、一方で本当の意味で先行的に1件も本格除染の発注ないし現在お話ししている除染等工事共通仕様書の提示がおこなわれる前におこなわれた先行除線もございまして、そちらについてはいま明言できないという事です。

那須：だけど契約書の中に共通仕様書に基づくと書いてあればそれは共通仕様書が生きるんですよね？いまの話だと一般的に先行除染だと関係ないみたいな。

中村（環）：契約の中身によるという事です。

那須：そうですね。

飯田：どうもありがとうございました。もう少し突っ込んでやりたいところなのですが、引き続き自治体の現場において起きているような事象もありますから、それについては改めて質問させて頂くこともあるかもしれませんのでよろしくお祈いします。続きまして項目の4、7、9に入っていきたいと思います。

担当者入れ替え
(要請項目次項掲載)

飯田：まず項目の4ですけれども、この分については環境省さんにご回答頂くことになっておりますのでよろしくお祈いします。

相良：原子力規制庁監視情報課の相良と申します。

古川：原子力規制庁情報課の古川と申します。我々は放射線審議会の事務局をやっております放射線審議会の事務局の観点から回答させて頂きます。②と③をまず答えさせて頂きます。

相良：113回、114回で議論された内容については議事録で公開されているものが全てであり、声明とかについては議論後に放射線審議会の委員が中心となって声明を作成しました。続いて③ですが、250ミリシーベルトであっても確定的影響は避けられる線量であるため最小限保たれるという言葉を使っております。以上です。

飯田：①の方は回答は無いという事ですか？

古川：放射線審議会の事務局ですので、我々の方から②と③という形での回答になってきます。

飯田：そうしましたら続けていきたいと思います。7は最初に②のみ環境省さんが回答されて、経産省さんは④、最後に厚生労働省から一通りご回答頂くという形にしたいと思います。

金子：原子力規制庁の金子です。②の事故後の内部被ばくについての評価でございます。具体的な内容について東京電力から聴取しておりますが、事故後しばらくの間、小名浜等に設置いたしましたホールボディカウンターで被ばく線量を評価しまして、その後そのデータを測定した時から比べて減衰してまいりますので減衰の補正を致します。その値を見まして、実際に体内に取り込まれた物質は体外に排出されたりしてしまうんですけども、それがなかったという過程のもとで50年後にどのくらいの被ばくをしたか。我々は預託線量と言っておりますが、そういった評価をしております。小名浜等で評価しました値が一定以上のレベルに達していた場合には原子力研究開発機構にもう少し精度の良いホー

4 晩発性障害の賠償基準の明確化と放射線審議会

- ① 労働者、住民にかかわらず、少なくとも病名とその被ばく線量の目安を明示した晩発性障害の認定基準を策定すること。
- ② 2011年3月26日付けの放射線審議会声明（「緊急作業時における被ばく線量限度について」）が出される前に開かれた同審議会の113回、114回の議事録（いずれも電子メールによる審議）では、声明を出すことを含めて、全く議論にもなっていないようだが、同声明が出された経緯（文章を誰がどのように作成し、委員に確認したのかなど）を明らかにすること。
- ③ 同声明には「本改定での上限値であっても放射線の健康影響は最小限に保たれていること」とあるが、放射線量が高くなればなるほど健康影響リスクが高くなるのは当たり前のことであり、「最小限に保たれる」という意味が全くわからない。審議会として改めて説明すること。

7 内部被曝 2mSV 裾切り問題

- ①従来どおり作業者の内部被ばく線量を月別線量で示すよう指導すること。
- ②福島事故の作業者の内部被ばく評価がどのように行われたのかを具体的に明らかにすること。
- ③東京電力社員で高線量被ばくした人についてははいねいに行われたが、協力会社や下請け会社の作業員からは十分な評価がされていないという不満の声が多い。WBCが使えなくなったことから内部被ばく測定が大幅に遅れた。半減期の短いヨウ素131の評価は十分なのか説明すること。加えて、精密測定が必要な人に対するの検査はきちんと行われたのか確認すること。
- ④東京電力では内部被ばくについて2ミリシーベルトが「記録レベル」とされている。それ以下は記録しなくてもよいという認識なのか明らかにすること。

9 緊急作業のあり方について【環境】

- ①上記中間報告で提言されている「緊急時被ばく状況に適用する線量の制限値の意味合い」や「緊急作業に従事する者の要件」について、どのように具体的に検討するのかを明らかにすること。

ルボディーカウンターがありますので、そちらに行って精密測定をやっておりました。ちなみに現在はJビレッジにホールボディーカウンターがありますので、そちらで内部被ばく評価をしています。同様に高い線量が測定された場合には放医研など専門の医療機関で精密測定をおこなうという手順をとって評価をしています。

杉山：④ですが、規制官庁の見解という事で私にもわか勉強で十分な答えになるかわかりませんが、今回のご要望を受けて事業者を確認したところでは2ミリシーベルトという数字については50年間における実効線量という預託実効線量になります。例えば年間に評価し直すと換算で0.04ミリシーベルト/年というぐらいの数字になるんですが、この数字については国際的な基準であるICRPの基準に基づく基準として、東京電力が独自にというのではなく、ある程度国際的に評価された基準であるというのが1つ。それから先ほど申し上げた0.04ミリシーベルト/年相当の数字というのは例えて比較すれば人間が1年間に自然界で受ける線量と言われております2.4ミリシーベルト/年に比較して小さい値になると。このぐらいの小さい値から記録するというような数字的なレベルの観点からも、実

際の内部被ばくの評価の制度と申しますか、数字の制度的にも2ミリシーベルトという基準は制度上の観点からも有効性を確保する上である程度妥当な数字であるという解釈が一般的には成り立つのではないかと考えています。

安井：①ですね。厚生労働省の安井と申します。内部被ばくの線量ですが、昨年10月以降、先ほどご説明ありましたが優位な内部被ばくというのは測定されていないという事で表を分ける必要がないという事でいまの形になっております。今後は新たな優位な内部被ばくが認められた場合は報告をするように求めていますので、その場合は必要な様式の改正などをおこなっていくという事です。③につきましてはご案内のとおり5月6月ぐらいまでは福島第一にもともと設置されていたホールボディカウンターが使えなくなってしまったという事でJAEAさんからの車載型を3台お借りして小名浜のコールセンターに2台、1台は東京に置いて測定をしていたという形になっています。JAEAのマシーンで暫定値として20ミリを超えた方につきましては東海村のJAEAの施設でゲルマニウム測定器でより詳細な測定ができるホールボディカウンターで再測定をおこなってその数字をもって確定としておりました。また250ミリシーベルトを超える恐れがある方につきましては放医研に行きまして最終的な線量を確定させました。JAEAの車載型のホールボディカウンターはNAI、シンチレー型と言いましていわゆる各種分析をある程度できるマシーンですのでヨウ素の131も十分検出できる制度は持っていましたので、その上で基本的に原発に入った日に全量摂取したという極めて保守的な摂取日の設定をした上で内部被ばくの評価をおこなっておりました。当時としてはできる限りの事はやったということです。内部被ばくの測定は当初3ヶ月くらい遅れておりましたけれどもホールボディカウンターの台数を増やすなどしまして徐々に追いついて9月には1ヶ月遅れで従来の形で震災前と同じようなスピードで測定ができるような状況になったということです。

飯田：じゃあ項目9にいきます。ここは環境省からご回答頂きます。

相良：9の審議会について回答させていただきます。放射線審議会の基本部会で提言されている案件についての放射線審議会での取り扱いについては今後、放射線審議会で検討することです。ですので、具体的な事項の審議内容について、私ども放射線審議会の事務局でお答えできないのでその点ご理解ください。

飯田：4、7、9について皆さんの方から質問を出してください。

川本：4の放射線審議会での声明なんですけれども、審議会声明ですよね？委員の先生が個人で出されたものであればわかるんですが、審議会で議論もされていないものを、しかも先ほどちょっと言われてようやくわかりましたが非常に日本語としてもわかりにくいものを個人の委員が勝手に委員会名で声明を出すというのはやり方として上手くないんじゃないかというか、そういうものが審議会というのとはできるものなんですか？ぐちゃぐちゃになるんじゃないんですか。審議会で合意形成をされていないものを。議事録にもないってことは議論もしていないものを個人が勝手に声明を出してマスコミにも発表されたという事ですか？それはうまくないんじゃないんですかね。

相良：これは震災直後の状況の事なので先ほど省いたんですけれども、当時、東日本大震災で交通機関が

復旧していないとかそういう事もあってメールで審議をおこなったんですね。メールも届かない所は電話も使って参加して頂いて。審議会の委員というのは普通ですと会議場に集めて会議をおこなったんですが、この時はそういう条件がなく委員が招集できなかったという事です。かつ緊急を要する案件であったために最善の手段として電子メールを使用して放射線審議会に諮問された案件について各委員のご意見を伺っているという事です。声明は終了後に審議会の会長はじめ委員が中心となって作成しているところです。

川本：ですから、それは審議会が終わってからアンオフィシャルな形で。委員の方が何人いたのかその場にね。しかもいないわけでしょう？一部の委員が相談して審議会として声明を出すようなことが許されるんですかという事を聞いているんです。しかも中身は極めてデリケートな話ですよ？審議会の委員を辞めるからご苦労様でしたという事でお礼の言葉を出すような話だったらいいですけど、答申についての1つの解釈ですよ。そのようなものを一部の委員の方だけで。議事でやればいけないですか、メールならメールで。議事にも残らない形で出されるっていうのはいかがなものですかって聞いているんです。おかしいんじゃないんですか？審議会っていうのはそういうものなんですか？当時はあらゆる審議会がストップしたり混乱したのはわかりますよ。であればなおさら審議会声明ではなくて委員声明でもいいわけでしょう？それを審議会の声明として出すことが許されるんですか？

飯田：ちょっと回答ができないようなので、この意味ですよ。審議会声明の位置づけとか意味とか、経緯という事になりますけれども、ここをもう1回ははっきりさせてください。ちょっと時間がないのでそこはこれ以上求めませんけれども改めてご回答頂くようにしてください。今までこんな声明というのは無かったんでしょう？これまでは。

川本：これはいいですけど、115回の審議会ですべてこういう声明を出しましたけど皆さんご異議ありませんかという確認すらされていないですよ。それはおかしいでしょう。

飯田：じゃあ再回答を求めます。

参加者：今の件について意見というか、放射線審議会というのについて国会事故調で調査をしております、電気事業連合会との癒着が極めて激しかったと。それでICRP委員なんかにも同じ委員がなっているんですけども、ICRPに働きかけて例えば今日の労働に関する問題でしたら線量限度だけではなくて線量拘束値というもので最適化を図るといようなものを日本の法令に取り入れれないというのを震災の時に実現させておまして、つまり電事連からの働きかけを受けて国際的にまで働きかけているというのが国会事故調の報告書に載っています。ですので今の件なんか不祥事もいいところだと思んですが、いま規制庁で放射線審議会そのものが存在していないと思うんですけども、前の放射線審議会の委員というのはそういう意味で極めて事業者との癒着が大きいので、今度新しく規制庁で放射線審議会が設置されると思いますが、その際には前の放射線審議会はこういう不祥事の人たちですからぜひ入れないという方向で検討してください。そうしないとまたスキャンダルになると思います。既に規制委員の中村氏は放射線審議会の委員でした。比較的後から入っていますけれども。ですから既にまずい事態が起きているんですけども、ぜひ放射線審議会はそのようにお願いします。それから質問

ですが、内部被ばくの件なんです、2ミリシーベルトを記録に入れないという件なんです、先ほどの預託実効線量というのはあくまでも推定値で、ホールボディカウンターで測れるのは現在、体内にどれだけ蓄積されているかという事が測れるだけなんです。そうするとそれが過去の大量吸入や毎日の作業によって入れているものが蓄積されているのか溜まっているのかによってその先の被ばく線量というのは違うわけですね。どっちで推定するかによって違って来るので、現在2ミリシーベルト相当の体内ベクレル量がその後どう変化していくかによって今の推定が全然変わるはずなんです。ですからせっかく2ミリシーベルトが確認されてもそこで記録しておかなくて0で集計してしまうと今の推定が不確かどころかものすごく変わる可能性もありますので、これは確実に全て結果の記録を残しておくという方向でお願いしたいんがその考えはあるでしょうか？

安井：おっしゃるとおり測れるのは瞬間に検出されたものしか測れませんので摂取日というのをどこまで遡るかという事で、これが1年前に被ばくしたと設定するのか昨日被ばくしたと設定するかで評価される線量が劇的に違いますので、今回の場合は震災後に、入域した日に全量摂取したという前提で評価をしています。3月11日に働いていた人は3月11日に全量摂取したという最大限の仮定を置いて今回は評価しています。継続的という事なんです、2ミリシーベルトという運用は新しく入った人についてやっているというのが実行上でしてご案内のとおり震災当時は内部被曝が10ミリとか20ミリの方がいっぱいおられましたのでそういった方については継続的に図って、ノンダルコードって言うんですけど、徐々に体内で半減期で減っていくんですけど、それとの乖離が無いことを確認していますのでここで言っている2ミリっていうのは新しくポンっと入った人が新しく被ばくしていないっていうのを確認しているときに使っているだけで、昔被ばくしたような人についてはこのスクリーニングの値をダイレクトに使っているわけではありません。

参加者：例えばその人が新しく入った時にそれになったとして、継続していく可能性がありますよね？継続していくとその人は増えていきますよね？その確認ができなくなってしまうよね？ゼロにしてしまうと。

安井：おっしゃるとおりです。3ヶ月に1回測っていきますので、そこで実効上は1ミリシーベルトスクリーニングにしてまして、カウント数はそれがこえていないものを確認してまして、それを3ヶ月に1回蓄積していかないかどうかというのは確認しています。実効上は私の知ってる限りではカウント値を捨ててはいません。ただオフィシャルな線量記録上Zが付く。要するに記録レベル以下となってくるので、そういう比較ができるようなデータは捨ててはいません。

参加者：東京電力がやってるの？

安井：そうです。

那須：それはどこに残ってるんですか？

安井：東京電力のデータに残ってます。

那須：それは放射線影響協会に行ってるんですか？

安井：その時はZで。

那須：最後は行かない？

安井：行ってないです。3ヶ月目に測ったときに前回測った時と比べて優位に上がってればそこはスクリーニングしたり詳しく調べて、優位な内部被曝がわかればその数字に変わりますが、例えば次回測ってもほとんど変わらないとか場合によっては低くなることもあるんですけど、そういうレベルであればそれは単にCPMを記録しているだけでそのまま。

那須：でもそれは結局、その時の計算だとか推定だとかの後から考え直さなきゃいけないという可能性もあるんだから、CPSできちんとその数字を残したらいいと思うのになんでそれを残さないんですか？

渡辺：その事も答えて欲しいんですけども、去年の9月にホールボディカウンターを復活してからは月ごとの測定でしたよね？それが12月の収束宣言の後、3ヶ月ごとの測定っていう事になったんですけどもそれで良いんでしょうか？まだ敷地内とかも含めて放射線源っていうのはたくさんあるわけですよね。ですから吸い込んだりとか、そういった場合もあると思うんですけども。さっき言ったように細かいものもきちんとした数値として残しているかってそのところはきっちりしてほしいと思うんですが。

安井：3ヶ月については、実は3ヶ月の人と1ヶ月の人がまだ混在してしまっていて、3ヶ月はいわゆる通常作業をしている人で、一部の方に緊急被ばく限度適用の方が500人くらいいるんですけど、その方は1ヶ月にまだ1回測ってます。そこは被ばくの恐れのある度合いによって分けているという事で全員一律に3ヶ月にしたっていう事ではないです。

那須：CPSで残したら良いのになんで？

安井：もともとの議論はICRPのパブリケーション75というところでできて、記録レベル以下のものは記録から除外するという原則があるんです。これは仕様がなくて決まっているんで、ICRPで。

参加者：その根拠は？ICRPのその根拠は？

安井：天然のカリウムっていうのが体内にあるんですね。それとの分別がつかないぐらいの低いレベルだっていう事と、あとは測定のCPMの測定器の限界があって信頼性の問題で、1ミリシーベルトを下回るような記録レベルを測定するのは望ましくないというのが書いてあります。

参加者：2 ミリシーベルトが、

安井：ICRPは幅を持っていて、1 から 2 のどちらかの間で記録レベルを定めなさいという事になっていて、東京電力はじめ多くの電力会社は2 にしています。ただ先ほど申し上げましたように実際のスクリーニングレベル 1 で管理をしているので少なくとも昨年 10 月にスクリーニングレベルを超えた人間がいないというのは確認しています。

渡辺：ICRPの規定っていうのは3・11の事故を想定していない時点での事ですよね？

安井：おっしゃる通りで、もともとこれが作られた時は内部被ばくっていうのは事故しかなくて、要するにマスクがズレたとか、水を被ったとか、そういう事故があったという事で継続的にずっと吸い込み続けるっていうのでは作っていないんです。

渡辺：だから3・11以後の福島第一における現状とは違う。だから2 ミリシーベルト以下は記録しないなんていうのはすごいおかしいと思います。

参加者：最低限1にしたらいかがですか？ICRPにあくまでも則るんなら。本当はもっと下げた方がいいんですよ。

安井：ちょっと混乱していますが、まず記録レベルっていうのは最終的に放射線管理手帳に確定の値として載つけるときにはZにするという意味なので、例えば3ヶ月に1回測る時にCPMが上がっていくとかそういった継続的な被ばくが疑われる場合はちゃんとそれは調べて再評価をするっていうのは可能です。それぐらいの期間のデータは捨てないで置いてありますので。

那須：それはどのくらいなんですか？

安井：明確には決まってないと思いますが、少なくとも次の3ヶ月まで比較できるっていうのは絶対に置いてあると思います。そこは継続的に被ばくがない事を確認するっていうのが今の趣旨になっていますので、そこは継続的にCPMの値が上がっていかないことは確認しています。そういう形で評価はできるような状態にはしてあるという事です。

那須：ICRPはあくまでも勧告であって、それをどういう風に使うかっていうのは国で決めているわけですよね？先ほど言われた事を解釈すると、じゃあ日本においても2 ミリというので区切ってそれ以上は記録しないというのを国内で決めたってことですか？

安井：法令上にはありませんので、事業者が決めるという扱いになっています。1 から 2 の間の幅の中で事業者が決めるというルールになっていますので、ルールに関してみれば間違っていないという状態にはなっていますね。ただ先ほど申し上げましたように我々としては1 ミリシーベルトのスクリーニ

ングレレベルをきっちり守らせた上で継続的に積み上がっていくか、ないかどうかっていうのは継続的に確認しています。

川本:9の話で確認したいんですが、I C R P 2007年勧告の国内制度取り入れてる第2次中間報告が2011年1月なんですね。かなり結論めいた事が、少なくとも緊急作業の事についてはこれ以上何か議論する必要性があるというよりもまさに各省庁が、厚労なり環境なり経産なりが消防とか総務省なんかが議論しなきゃいけない段階だというような報告だと思うんですこの点については。他の事は色々あるけど緊急作業については。しかもシビアアクシデントに対してどうするかっていう事がまさに今出ているわけですよ。ところがなぜか知らないけど労働者被ばくの事が全く触れられていないので、さらに放射線審議会で議論するというような内容があるとお考えなんですか？もうあれで結論出てるんじゃないんですか？ボランティアをどう考えるのかって一番重要なところですね。制限値じゃなんじゃらって事とあわせて。つまりパッと集まって、メールか何かでやり取りしてパーッとあげたりとかそういうやり方じゃまずいじゃないかって事を11年1月に言ってたわけで。想定していなかったとはいえ。緊急作業の志願制をどうやって補償するのか。それは厚労省にしてみれば全く相容れないよという結論も出ているわけで、さらに何を議論するのかよくわからない。議論するなら早くやってほしいからスケジュールを教えてください。緊急作業について何を議論されるの？

相良：第2次中間報告ですが、もともと2007年勧告の中にこれを見る限り国内制度等への取り入れの検討項目っていうのが15項目もありまして、まだ8のところまでで残りについては、はい。

川本：すでに緊急作業については議論が終わっているんでしょう？だからもう議論する必要ないじゃないですか。我々が今回取り上げている緊急時にどうするのっていう事については今すぐに法改正なりなんなり制度を作らないといけないでしょうという事を要求しているんですよ。関係ない話を回答して頂いても仕様がなない。

古川：基本部会の方なんですけれども、あくまで放射線審議会の下部の委員会になっていまして、その第2次中間報告っていうのは放射線審議会に対する報告という形になります。最終的に放射線審議会としてまとめるのは放射線審議会です1回議論をする形になりますので、それを待って対応という形になります。

川本：なんでまだやってないんですか？

古川：その辺は規制委員の人たちからも言われていまして、至急、開くような形にしていきたいと思えます。

川本：ただ、基本部会の委員ってほとんど重なっているでしょう？審議会の委員と。半分以上一緒でしょう？基本部会だからって全く別の人が入ってやってないじゃないですか。審議会の委員がほとんどで東電の人が抜けてそれだけでしょう。

古川：その辺はごもっともなところもあるんですけども、最終的に放射線審議会として取りまとめて対応をしていくと。

川本：スケジュール決まってないんですか？

古川：まずは放射線審議会の委員を選定するという事から始めていかなければなりません。

川本：審議会って今やられていないけど委員って決まっているんじゃないんですか？

参加者：規制庁発足でなくなりました。

安井：全員解任になりました。

川本：じゃあ早くやってください。

飯田：今の状態で福島の第一原発がうまく収束するとは到底思えない。また何かあるかわからないっていう中で実際問題、その都度また緊急作業だ、被ばく線量の上限をあげるなんていう話がされないとは限らないので、そこはしっかりやらないといけないという事です。

那須：4の②のところ確認なんですけど。先ほどのお話だと250ミリシーベルトの件で確定的影響がない値だから最小限に保たれるという文書になったと言われましたよね？という事は確率的影響が出るというのは最低限の影響の範囲だということですね？影響が無いとは書いてないよね？書いてないけれども、影響は最小限に保たれるっていう日本語が、それが実は確率的影響はあるかもしれませんというそういう意味なんですか？

相良：確定的影響については最小限という事ですので。

那須：つまり確率的影響の事は触れていないから、その影響はあるかもしれませんという事ですね？

相良：可能性は否定しきらないです。

那須：普通こういう風に読んだら働く人はこの値以下だったら大丈夫なんだなと思うし、しかも今でも仕事の前の放射線教育の中で大丈夫だって言ってるんですよ。実際に言葉で。ちゃんと説明してくださいよ。嘘じゃないか。騙しじゃないか。

飯田：では次の部分に入っていきたいと思います。

担当者入れ替え
(要請項目次項掲載)

1 福島第一原発における下請け会社の労働法令等の違反根絶に向けて

- ①事業場所在地が全国にまたがることも踏まえて、福島第一原発で作業をしている全企業について、本省の指示で労働基準法 15 条（労働条件の明示）および 89 条（就業規則）について、監督指導すること。すでに是正勧告した事案があるかないかを明らかにし、あれば詳細を公表すること。
- ②違法派遣やピンハネが報道される中で、東京電力も元請け各社も自らの管理責任を認めようとせず放置しているので、全ての受注・請負関係を報告させて、職業安定法および労働者派遣法違反がないかを確認させて、法違反を解消するように指導すること。すでに法違反を是正した事案があるかないかを明らかにし、あれば詳細を公表すること。
- ③福島第一原発で作業している法人の労働者が、加入が義務付けられている健康保険ではなく、国民健康保険への加入、ないしは無保険である例があるので、全ての事業場の加入状況を調査して、法に従って加入させること。ただし、賃金低下を理由に本人が加入したとらない実態もあるため、あわせて労働条件の不利益変更のないように事業主を指導したり、労働者に一人でも入れる労働組合や労働事件に詳しい弁護士を紹介すること。
- ④福島第一原発をはじめとする原発で作業している人たち向けの労働相談フリーダイヤル「原発労働問題なんでも相談電話」（仮称）を設置して法違反を根絶すること。

3 福島第一原発における労災職業病や賃金未払いの発生状況

- ①福島第一原発の事故後の作業において発生した労災職業病の発生件数などを明らかにすること。少なくとも、休業災害、すなわち労働基準監督署に届けられた死傷病報告（4 日未満も含む）の事業場数、発生件数、負傷、疾病ごとの統計資料を公表すること。
- ②福島第一原発の事故後の作業に従事した業者における、労働基準法第 24 条および 37 条違反の申告、是正件数を明らかにすること。

5 健康管理手帳

- ①石綿健康管理手帳の交付範囲と同程度のリスクで、被ばく労働者への健康管理手帳を交付すること。
- ②あくまでもリスク 2 倍が交付の基準であると言うのであればその根拠となる報告書、行政文書等を資料提供すること。

10 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（基発 0810 第 1 号）について

- ①同通達を有効に実施させるために、所轄の労働局、監督署に任せるのではなく、本省直轄で特別班を組んで全国を回るような体制を取り、そのために監督官を増員すること。
- ②同通達の 7 項（東電福島第一原発における緊急作業に従事した労働者に関する被ばく線量等の報告）について、「原子力施設の長」は、原子力施設で労働者を従事させる際にどのようにして福島第一原発で緊急作業に従事したことがある労働者であるかどうかを把握するのかを明らかにすること。

飯田：要請項目の1、3、5、10をそれぞれ厚生労働省の担当の部署の方にご回答頂きます。

宮本：労働基準局監督課の宮本と申します。1の①ですが、原発関連企業に限らず労働基準行政として定期的に労働者の相談ですとか情報を基にあらゆる企業に対して監督・指導を実施しています。監督・指導時に問題が認められれば労働基準法の15条とか89条についても是正・指導しているところです。今回、福島第一原発で作業している企業ということですがけれども、福島第一原発で作業している方々が労働条件明示されていないというのは問題意識としては認識しています。ただ監督というものは全企業、あらゆる企業におこなうものですがけれども、さらに原発に対しては原発で作業している企業の出入りが激しいこともあって東京電力を通じて関係企業へ法律の徹底、法律を守るように周知徹底を図ることが効率的・効果的に指導できるのではないかと。東京電力を通じた周知徹底をおこなっています。労働条件等の明示・周知という事に対しては東電等に一度要請はしています。また、個別詳細について公表をという事ですがけれども、個別の案件については公表は致しませんという事でご理解頂ければと思います。

渡邊：職業安定局受給調整事業指導室の渡邊と申します。労働者派遣事業の指導・監督を担当しているところです。1の②につきましては、原発関連事業に限らず労働者派遣法や職業安定法違反の可能性がある全ての産業の事業所に対して指導・監督を実施しているところです。指導・監督の契機となるものはこちらで実施している定期指導の他にもございますし、様々な情報提供・申告事案、そういったところから指導・監督の契機となるものがあります。昨今の原発のことがクローズアップされていますが、おのずと情報提供も以前に比べれば多くなっているのかなと思ひまして、事実上そちらの指導・監督も多くなっていると思ひます。いずれにせよ全ての産業の事業所に対して指導・監督をしています。指導監督の状況について公表できないかという話ですが、指導・監督の個別の事案についてはお答えできないことになっていまして、これが行政処分等の公表という案件になりますと公表となりますけれども、ご理解頂ければと思います。

高橋：③について年金局事業管理課の高橋がお答えします。まず法人であれば健康保険、厚生年金、厚生適用事業所になりまして、通常の労働者は所定の労働時間の4分の3以上あれば健康保険、厚生年金、に加入する義務があります。日本年金機構が、実際におこなっているのは年金事務所ですが、4年に全ての適用事業所を調査することになっておりまして、昨年も175万ある適用事業所のうち43万程をやっております事業所調査に取り組んでいます。個別に加入漏れがある場合については年金事務所に言って頂ければ調査いたしますのでよろしくお願ひします。

ニイヒラ：③の後半部分につきまして労働基準局労働条件政策課のニイヒラから回答します。個別のケースというわけではなくて一般的なルールにはなってしまうんですけども労働条件の変更については労働契約法という法律の中で原則として労働者の合意が必要であると。ただ就業規則等で不利益に変更する場合には内容が合理的であることと、労働者に周知することが必要であるという事を法律上しております。ただ、こちらの法律は事由上のルールになりますので最終的に裁判所で判断されるもので、なかなか行政から指導という事にはならないんですけども、こちらとしては一般的なルールとしての周知

はしていきたいと考えています。また、労働組合や弁護士を紹介することと頂いてはいますが、厚生労働省でそのような紹介はおこなっておりませんが、一部の組合等では労働相談に関する窓口は用意しているという事は知っておりますのでそういう所にご相談頂ければと思います。

宮本：1の④ですけれども、法違反の根絶、法違反を無くすというのは大変重要な事ではありますが、私からは労働基準ということで労働基準法ですとかそういった窓口の話にはなりませんけれども、いま現在フリーダイヤル等を設置してはおりません。ただ労働相談という事であれば各労働基準監督署、労働局でもおこなっておりますので現段階であればこちらの方にご相談頂ければと思います。

直野：労働基準局安全衛生部安全課の直野と申します。3の①についてお答えいたします。労働基準監督署に提出されました労働者死傷病報告によりますと東京電力の福島第一原発の構内では震災以後、平成23年に6の方が休業4日未満、12の方が休業4日以上を怪我を負っております。この内3の方が亡くなられております。亡くなられた3の方のうち2名の方は東日本大震災の際に発生した津波が原因で亡くなられております。平成24年で現時点までに報告を受けている限りでは5の方が休業4日未満、5の方が休業4日以上を怪我を負っていると承知しております。

宮本：3の②ですけれども労働基準法24条および37条の申告の件数、是正の件数ですけれども、正直なところを申し上げますと、福島第一原発の原発作業員の方のみを対象とした申告の件数ですとか是正件数は把握できていません。ただ現段階で公表するという事は考えていないんですけど、こういった事は検討すべき事項であるとは考えています。

諸富：5の健康管理手帳につきまして、労働基準局労働衛生課の諸富が回答します。労働安全衛生法においては石綿業務等に従事して離職された方に対しては肺がんなど当該業務に起因して発生する病気を早期に発見するため、一定の要件に該当する方に対しては健康管理手帳を交付して国の費用で健康診断をおこなっています。健康管理手帳の交付対象は業務起因性が明確なもの。例えば当該業務十字労働者について、当該物質等の取り扱い等による疾病、その他の重度の健康障害発生のリスクが高く、その疾病の発生について一般の方と比べて明らかに差がある事が疫学的に証明されており、今後も当該疾病の発生が予想される業務を交付対象としています。健康障害の発生リスクの観点においては既に健康管理手帳の対象となっている石綿業務の場合は高濃度ばく露を伴う作業に1年以上。それ以外の石綿取り扱い作業を10年以上。それぞれおこなった場合などが定められていますが、これは国際的に高濃度ばく露を除く石綿ばく露作業を常時的に5年から10年おこなった場合にガンの発症リスクが一般人の2倍になる事を参考としています。石綿業務に従事した離職者の健康管理報告書—平成19年の中央労働災害防止協会から出ていますが—においても、石綿が原因である肺がんであることを判断するための考え方としては、肺がんの発症相対リスクを2倍に高める石綿ばく露量であるという考えが妥当であるとされておりまして、肺がんのリスクが2倍以上に高まる石綿の累積ばく露量は一部の高濃度ばく露を除けば我が国では概ね10年以上の従事期間に相当するとされています。したがって10年以上の従事期間を目安にする事が妥当であると示されています。なお、対象業務の決定にあたってはこれらの医学的所見などを総合的に勘案して、専門家の検討を経ておこなっておりまして、リスクにおいての明確な数値基準が設けられているわけではありません。放射線業務に従事する方については労働安全衛生

法および電離放射線障害防止規則によりまして5年間で100ミリシーベルトの被ばく限度を超えないようにする事が事業者に義務付けられています。この被ばく限度はICRPの勧告に基づくものです。よって、放射線作業については法令に基づく被ばく管理を徹底させる事が重要であって、業務を離れた後も疾病の発生が予想されるものを対象とする健康管理手帳の対象とするための具体的な法改正の検討は現在おこなっておりません。

安井：10ですが、まず①ですが、事業所からの自主点検の結果は各労働局。監督署ではなく労働局に報告をさせて各労働局から直接、事業者一発電所一等に指導するという体制を取っています。本省の電離放射線労働者健康対策室が並行した自主点検内容の確認はおこなっておりまして、各労働局に技術的な助言と指導をおこなってどういった形で事業所を指導すべきであるかとかの方針については指導するという事です。自主点検の結果、内容に高度に専門的・技術的な内容が含まれる場合については本省職員が地方の労働局と合同で立ち入るという事も想定はされます。②ですが、電離則上、雇入れ時の健康診断というのが放射線業務従事者には義務付けられておりますけれども、その中の項目の1つに被ばく歴の確認があります。その中でどこで働いていたかというところを全部リストで各電力が入手するという事になっておりますのでそこで把握できます。実体論としては入構証の申請書に過去の被ばく歴を書かないともらえない。それに現実問題として放射線管理手帳も添付しないと入構証がもらえないので、そこに福一で働いていたかどうかというの載っているという事で把握できます。

飯田：ご質問を出して頂きたいと思います。いかがでしょうか？

建部：被ばく労働者の健康手帳の問題なんですけれども、3つのガンを新しく認められましたね。労災の一定の基準の100ミリシーベルト以上になると胃がん、食道がん、結腸がん。そういったものも含めて過去の疫学調査が実はあるんですよ。その100ミリシーベルトいうのを照らし合わせると、過去に亡くなっている方が何十人もいるわけなんです。公の調査なので間違いありません。何が言いたいかというと、いま法令を守ることが大事だと。皆、法令を守ってこうなったんでしょう？だから今おっしゃっている考えは間違っているんですよ。法令を守っていてもだんだん犠牲者は増えてくるんですよ。ガンの早期発見とかそういった事のために健康手帳は交付すべきですよ。いまおっしゃった考えは古いと思いますよ。本人が申請するという形の労災申請とかそういったのは確かにたくさんは出ていないです。でも疫学調査という客観的なデータで個人も特定されたしっかりしたデータで実態はあるんですよ。ただ本人が申請できてないんですよ。胆管がんと同じですよ。国も認めていない病気を勇気を持って労災申請するのは親方との関係なんかも含めてすごい大変ですよ。だから基本的な考えを変えてくださいよ。

諸富：考え方を考えるべきだという事については今後の政策についての参考とさせて頂きたいと思いません。

川本：報告書で2倍だからこれで良いとか、2倍だからこの範囲にするなんて書いてありましたっけ？現実的に2倍だっていう方法があるのはわかりますけど、交付要件は広がってきてますよね？それは2倍ないと交付しなくて良いみたいな言い方はしていないと思うんです。今まさに言われたとおり、危険が高いのであればなるべく広くやってみようというのが石綿に限らず健康管理手帳の考え方だと思う

んです。全有害物質について2倍とか1.5倍とか3倍とかそんなのは無いでしょう？放射線について言えば、記録自体がいい加減だったり嘘っぱちだったり。しかも疫学調査と言われるけどもそう簡単じゃないわけですよ。広島、長崎の話から始まっているような事で、あとは軍事工場の調査がほとんどなわけですよ。だから知れてるわけですよ。アスベストに比べても少ないですよ。だから少しでも発症事例が出てくればなるべく広めに出しましょうと。受ける、受けないは本人の問題なんだから、という視点でやるべきじゃないかっている話をしているんです。2倍以外のリスクについては手帳出さないなんて別に決まってないでしょう？

諸富：現時点では2倍というのが1つの基準になっていると。明確化されているわけではないかと思うんですけれども。

飯田：しかしそれは業務上疾病として認めるかどうかというところでの色んな専門的な判断の中でそういう議論はおこなわれたかもしれないですけど、ただちにそれが健康管理手帳を交付する要件だとかっていうにはなっていないですよ？そこは誤解しないでくださいよ。あと1つは、長期的な健康管理制度を作るにあたって結局のところ緊急作業に従事した人たちの手帳と登録証を出すことになったわけですけど、あの議論の中でも従来の健康管理手帳と同じようなものをやるべきじゃないかという議論も委員の中から出ていたわけですよ。そういう意味で言うと、この際しっかり放射線障害の晩発性障害をどういう風に回避していくかっていったときに、継続的に離職後の長期的な健康管理の一環として健康管理手帳を交付するという制度が必要なんじゃないかという事で奇しくもこの間、3つのガンに関する調査・報告もしたという事になっているわけでしょう？厚生労働省としては。文献調査をした上で報告を出しているわけだから、そういう方向で生産的に前に進んで議論していくべきじゃないのかという事です。

厚生労働省：2倍っていうのが別に一定の要件というわけではないので、それはあくまで議論の中で申し上げたとおり一般の方とどれくらいのリスクの差があるのかという事を調べたところ、2倍もあるというのであれば、じゃあこれは2倍もあるんだからこういう要件でこれもしましょうというのが報告書の話であって、おっしゃるとおり2倍だから全部やるとか明確な基準でやっているわけではないと。おっしゃるとおり議論の中で今後、考えていかなければならないんじゃないかという意見はお伺いします。現在のところ検討はおこなっていないという事でご承知ください。

東海林：毎日新聞の東海林です。1の①で、個別企業の事情については公表しないというのは100歩譲ってわかるとしますけど、是正指導した件数とかそういう事も把握していないんでしょうか？さまざまな現場で色んな労働相談が来ているわけですよ。それを件数も把握していないようでは何もやっていないのと一緒に思うんですけども、指導・是正の件数は何件ですか。個別にどういう状況があったって説明ができないというのは理解しましたが、件数くらいは答えて頂きたいと思うんですけども。派遣法のやつもそうですよね。たくさん労働組合に相談が来ているから、そこをお答えください。

宮本：1の①ですけど、率直に申し上げて先ほどの申告のところと同様に第一原発に限ったところでは申し訳ありませんが、その件数というのは把握できていません。

東海林：第一原発を所管している監督署の件数すらわからないんですか？そこで何件受けているかとか。

宮本：何件受けているかというものは出ます。監督署全体で何件受けているかっていうのは出ます。

東海林：所管している所にはそういう相談が来ている可能性が高いわけですよね？例えばそこをピックアップしてみても原発に関するものが何件あるかなんてものはわかるわけじゃないですか。

飯田：富岡でしょう？他の監督署に行ったって富岡に行ってくださいって話になっちゃうわけだから。

安井：事業所の所在地でやるので、いわきとか福島県外の可能性もあります。

東海林：例えば福島県内だけでも、原発の関連の相談なんか別にピックアップしようと思えばできるわけじゃないですか。

宮本：現状としては先ほど申し上げたとおりですけれども、ご意見としては受けてまいりたいと思います。

参加者：件数だけではなくて、個別事案が公表できないっていうのは企業名だとかっていう事だと思うんです。そうじゃなくて、どんな相談が来ているか。例えば派遣法違反だとか職安法違反だとかという事でどういう種類の相談が何件きてるのかっていう事は発表できるはずですよ。そういう情報で、実際に福一でこういう傾向があるから、こういう傾向については企業に対する指導だとかっていうのもっと強化しないとイケないと。企業名を個別にここで聞きたいわけではないんで。どういう問題が起こっているかっていう事をしっかり把握して、しかもそれを把握するのは単に厚労省だけがわかっていたら良いことじゃないんですよ。それを広報して全体として抑止していくっていう作業をしなきゃ意味がないんですよ。もうちょっと前向きに考えてください。

岩下：監督・指導するっていう事で①に書いてありますけど、結局、監督・指導っていうのはモグラたたきになるわけでしょう？実際こういう事案があったと発表することは、こういう事は社会的・企業的にやっちゃいけないんだという事を周知させるっていう意味で監督・指導の積極的なやり方だと思うんですよ。なぜそれができないかわからない。なぜかって言うと、地元の労基署にいくと色々パンフレットありますよ。企業がこんな事をしちゃいけないっていうパンフレットだとか、こんな違法事象がありましたっていう事をパンフレットに書いているじゃないですか。なぜそれを福島に関してはできないっていうのか理由がわからない。

川本：大昔、神奈川の鶴見監督署には日本鋼管相談窓口っていうのがあったそうですよ。何千人と下請けが働いています。造船も重層構造がありますから。ところが残念ながら富岡労基署ではいま機能できないですから、だからフリーダイヤルをって言うてるんですよ。あと昼間しかやってないでしょう？監

督署も福島労働局も。休日にやってないでしょう？いわきの組合は夜8時から労働者からの相談受けるんですよ、例えば。監督署空いていないじゃないですか。日曜日とか休みの日も夜も。来ないんですよ。だから朝日新聞、毎日新聞に言われて東電も動く、おたくらも動くでしょう？やる気の問題なんですよ。たかだか3000人、4000人ですよ。業者数にしたって三桁でしょう？全部チェックして住所、所在地みてそこの監督署に調査かければわかる話じゃないですか。福島第一関連の労基法違反の実態は。それでも少なければ特別にやらなくていいですよ。多いか少ないかまず調べるところからやらないとわかんないじゃないですか。だから、せめて数くらいっていうのは当たり前のことだし、まずチェックをかけるべきじゃないですか？あんだけ明らかなピンハネ、検診費用の天引きとか仕様もない事が起きていて。一応、東電はやってますよアンケート調査。だけど本当の事を書きにくいですよ、労働者は。③も同じですけど、一般的にじゃなくてたかだか数千人、数百の業者なんだからそれを調べるのはそんなに難しいことじゃないと思うんですよ。1回やってみてくださいよ。それで随分法違反が改善されるんじゃないんですか？

宮本：ここで、できるできないというお答えはできないですけれども、それは検討させては頂きたいと思います。

飯田：原子力事業者に対して自主点検というのを求めていますよね？新しく8月10日に出された通達に基づいて。この締切が10月の1日までになっていたと思いますね。これは既に各労働局から本省に集約はされているのでしょうか？

安井：いま続々と来ているところです。局には全部出ていると思います。本省に全部はそろっていないです。

飯田：それについては本省で取りまとめというか全体の状況を見たうえで必要な指導を局を通じてやるのかもしれないけれども、全体の状況について何らかの形でまとめて発表される予定はあるのでしょうか？

安井：いま見ているものは回答がそもそも簡潔すぎて何をしているのかわからないっていうのが多いので、取りまとめるっていう以前の問題として地方局にはいっぺん事業者を呼ぶなり、自ら行くなりしてもう少し詳しいヒアリングをするっていうプロセスがまずいるんじゃないかなと思っています。何とかマニュアルで定めまして書いてあるんですけど、そのマニュアルが付いていなかったりするんで。

飯田：どれほど内容あるものかっていうのはちょっとよくわからないんですけど、ぜひその事についてはある程度まとまった段階では発表して頂きたいと思っています。他にいかがでしょうか？

川本：3の死傷病報告の話なんですけども、さっき言われた数字は発生現場の監督署に届けるっていう事でよろしいんですか？福井の業者が福一に行っていて事故をしたとしますよね？それ福井に？じゃなくて全部、富岡に出てるからこれが全数だという事でよろしいんですか？さっき言われた数字っていうのはどこの数字ですか？全国の？

直野：こちらで報告を受けたのは福島労働局から。

川本：少ないなあと思ったんで確認したんですけど、これは福島局の数字っていう事ですね？福島労働局で福一だっていう事でやってるいわき市とか福島県内の事業所の数字ってことですよ。かなりの部分が他の所から来てますよね？他県の業者も。それも全部把握しないと本当の意味で福島第一原発でおこなわれている作業でどのような労災なり職業病が起きているのかがわからないんじゃないですか？それもやる気の問題だと思うんですけど。それを知りたいんです。各監督署で細かく全部やられますよね？あれの福島第一原発版を作って発表するなり開示してもらいたいというのが趣旨なんです。次回検討してください。

中村：そもそもの質問なんですけど、例えば3次下請けの業者とか、仮に4次下請けであれ、これは当然元請けさんが全て把握しているという前提ですよ。それは記録として何らかの形であがってくるのでしょうか？最初のお答で、事業者の出入りが非常に激しいというご回答があったもんですから、全ての下請け業者のどこから来て、どういう名前の会社で、何人福一に入ったのかという記録は元方事業者が記録として残していると思うんですけども、それは役所の方に上がってきているのでしょうか？把握しているのでしょうか？

安井：各元方事業者が把握をすることになっていますので、把握しているかどうかは事は確認はしています。ただそれが監督署にあがってくるというシステムにはなっていないですね。

中村：把握しない？

安井：必要に応じてはもちろん把握するものについては把握しますが、全て把握する必要があるかという点必ずしもそうではないのかと思います。

飯田：ただ新しい安全衛生管理体制の強化というのが8月10日に出されているわけですよ？これに基づいて原子力の事業者ですとか関係請負人についてはまずは原子力事業者が第一義的責任で安全衛生管理体制を作ってやりなさいという事になっていますよね？その上で請負関係については基本的に把握するっていう事にはなっていますよね？元方になる場合もあるし、実際に発注する場合の元方事業者が把握するようになっていますよね？ですから基本的に全部は原子力事業者が把握しているという話になるわけですから。それは国に対しても一定程度報告をさせるというのが前提なんじゃないですか？特に福島第一原発については。

安井：まず元方事業者に把握をさせるという事をまず設定をするということをやっています。いま話のあった自主点検は実は福一には係らないんですけど、福一は特別に把握しなさいという事はやっていません。後は個別の元方からも話を聞いてやっている事は把握しています。ただ要はそれぞれの請負台帳っていうのは持っているんですね。元方は綺麗なツリーになっているものを持っていますけれど。あと我々の言うところ、それが正確なのかっていうところが問題で、紙をもらうことよりも実際にそれが正し

いのかどうかという事を確認する事がむしろ問題だと思っけていて、今のところはそれを雇用保険の加入証明書で確認しろとかそういう指導を重ねているところだ。

中村：役所として把握すべきじゃないんですか？ そうじゃないと実態がわからないでしょう。

安井：例えばある問題が発生すればそれを全部ざーっと調べることはしますし、いざという場合は求める事もできます。把握する必要のあるものはただちに把握できる体制になっていると。それを莫大な量を全てみてる余裕もないですし、そういうものを集めるってことはしていないという事だ。ただ必要があれば直ちに元請に言って入手できる体制になっているという事だ。日々変わりますので。

東海林：実際に取材していると、6次請けとか7次請けでやっている場合は中にある会社が実際には無いなんてケースがままあるんですよ。実在しない会社であるとか、ペーパーカンパニーであるとか、法人格取っていないところとかものすごくひどい状況があるわけですよ。それは何とかしようとかは思わないわけですか？

安井：先ほど申し上げましたように、請負体系図を美しく書いてあるのを元方からもらっても意味がないっていうのはそういう事だして、我々としてはいかに元請体系図をそもそもどうやって書いたんですかっていうところを詰めていましてできる限り雇用保険一人名が全部出ますので—そういったものでそもそも雇用関係があることを確認した上で請負体系図を書くという事を指導しているところだ。ただ事業所によっては、主に建設業のところであれば関係の請負人の数がものすごく多いという事だただちに実施できないということで、そういったところについては粘り強く指導しているところだ。

参加者：いまの下請け・元請の問題も3次下請けなんかの問題もそうなんだけど、なんていうのか普通の省庁交渉やっている感じがあるんですよ。我々がいま問題にしているのは福一をなんとしても収束させなきゃいけないし、しかしそこで労働者が働いていて、そこでは企業と雇用の問題も発生していて、健康の問題から全部起こっていると。しかもこれが来年まで待てば全部終わるんだったらいいんだけど、20年30年、下手すれば40年。それでも収束できるのか最後のメルトダウンしているところまで手が届くのかって、そういうスパンの話でしかもそれは福一に絞ってやっているわけですよ。そういう大きな直面している事態に厚労省なら厚労省としてどうするかって話をしているんですよ。一般論としてどこでもやる労働省交渉として済ませてほしくないというのが切実な思いです。

参加者：石綿のリスクの話があったんですけども、アスベストっていうのは中皮腫が一番わかりやすく、肺がんとそれだけですよ。ところが放射線はいわゆるDNA損傷でガン以外も疾患があるだろうと。しかし疫学的に優位な結果が出ていない。チェルノブイリでは甲状腺ガンだけ言われているけれども他の疾患の可能性がたくさんあると。リクビダートルの労働者も統計的な疫学調査の結果が優位に出るものがなかなか無いという状況なわけですよ。福島事故というのは世界史的な事故で、日本で起きているわけですから、この機会に線量をしっかり把握して、放射線の影響というのはどういう健康影響が出てくるのか。循環器系疾患、免疫系の疾患が有り得るという話があるけれども調査が無いわけですから、この機会にやると。その時に健康を把握するのに労働者の健康手帳という仕組みは非常に良い

仕組みなわけですよ。健康を把握できるわけですね。長期にわたって。この機会のモルモットのような調査をやれとは言わないですよ。労働者の健康を守るためにしっかり健康手帳を作って長期に保管してデータベースを作っていけばそれが将来、放射線の健康影響を解明するのもおそらく役に立つわけですから、ぜひ今回それを作ってほしいというのが皆さんの要望だと思います。

安井：データベースについては緊急作業従事者についてはデータベースを作って、1万8千人は押さえていて初期の頃の被ばくの方は全部カバーでききるようにはしてはしまして、現在はおこなわれていませんけれども、データの整理が終わっていませんので、いずれは疫学的調査にも使うという事は視野には入れています。

参加者：健康手帳は作る？

安井：データベースでは健康手帳という名前ではないですけども、手帳と登録証は配っています。いまのところは緊急従事作業者に限定しているという事です。

参加者：すでに登録制度はあるわけですよ。管理手帳はあるわけですよ。放影協の。

安井：放射線管理手帳ですね。完全に整理の違うものとして。

参加者：全然違うけれども、それと切り離されたままでいると良くないんじゃないんですか？

安井：我々としては1万8千人についてはずっと線量はトラックできるシステムがあるのと、健康診断の結果も全部集めるという事をしてはしまして、いまはデータベースに、

参加者：広島、長崎でも8万人でなかなか優位じゃないって言ってるわけですよ。それは人数が足りないからっていうのもあるわけですよ。健康手帳を広げるというのは良い策じゃないですか？

厚労省：手帳に関して申し上げますと、健康管理手帳のそもそもの目的がちょっと違ってくるのかなという気がします。あくまでも、この疾病に対して優位であるから、それに起因した手帳での健康診断をしていきたいと思いますという事になるんですね。そうすると、他のたくさんの疾病があるという事になると、はっきりとしたものを手帳の対象としようという考え方でやっていますから、はっきりとしないものまで全部やっちゃおうという考え方とは、

参加者：労働者が健康診断を受けて、健康診断の結果が一緒にある形にすればいいわけですね。

厚労省：その健康診断も、じゃあ何をすればよいかと。例えば石綿であればこういう疾病というのともうわかっているわけですから、それに対してこういう検査をしましょうというのがわかりますよね。

参加者：健康診断というのは病気になる前の記録も残り、病気になった結果はもちろんそこで記録され

るわけですよね。それが捉えられるから良いわけじゃないですか。

厚労省：おっしゃるとおり色々あると思うんです。放射線に限らずこれも、これも、これもっていう事になって全てなるかっていう話になってきますね。考え方がちょっと変わってくるので別の議論が必要かと思います。

飯田：とりあえず今回、福島第一原発の緊急作業従事者のデータベースを作って長期的な健康管理制度をはじめてきているわけですよね。1万8千人とおっしゃいましたが。ただ緊急作業は終わっているという前提なので新規入場者は対象になっていない。それも登録証っていうのはあくまでも50ミリ以上でないと手帳は交付されないという事ですよね。そして実際問題としてガン検診は100ミリ以上。東電はタダでサービスしますっていう話をしてるかもしれないですけどね。自分に還元されるメリットがないと、これを持ち続けてデータを登録していこうというモチベーションは起きてこないです。立ち上がったは良いけれど、それが毎回々々データが更新されていくというような形。とりあえずそこで仕事をしていけば事業者を通じて健康診断の結果は送られるかもしれませんがね。離職された後については保障の限りではないですよね？きちんとした健康診断・管理を国がバックアップしてやれるよと。単に窓口において健康相談しかしてませんっていうんじゃモチベーションっていうのは小さくなっちゃうんですよね。少なくとも原発で働く人たちの命と安全を守っていくと。そこできちんとした労働条件が確保されるという事なくして収束作業はありえないと考えています。今日はどうもありがとうございました。